

# 資金移動業者の口座への賃金支払について

# 資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

## 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)国家戦略特区の推進

②「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

ウ)デジタルマネーによる賃金支払い(資金移動業者への支払い)の解禁

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2020年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)

(令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3生活者としての外国人に対する支援

(2)生活サービス環境の改善等

⑤金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

【具体的施策】

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和2年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

[内閣府(地方創生)、厚生労働省、金融庁]《施策番号88》

## 調査の趣旨

昨今、金融分野においては、フィンテックを活用する事業者(以下「フィンテック企業」という。)が参入し、決済等の金融サービスを提供する事例がみられる。このような新たなテクノロジーを活用した新規参入は、事業者間の競争を活性化し、利用者の選択肢の増加、利便性の向上、利用価格の低下等につながることが期待される。

また、決済分野に係る政策的関心は国内外において高まっており、国内では、キャッシュレス決済の推進を目的として、「キャッシュレス・ポイント還元事業」が行われているほか、諸外国においても、英国、カナダ、豪州等の競争当局において決済分野に関する実態調査が行われ、競争政策の観点からの提言が相次いで公表されている。

このような内外情勢を踏まえ、公正取引委員会は、キャッシュレス決済分野における競争政策上の課題を把握するため、当該分野の実態調査を行うこととした。

## 資金移動業者アカウントへの賃金支払のニーズ

Q ノンバンクコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行われるようになった場合、自身が利用するコード決済のアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討するか？

検討する	検討しない	回答数
1,594(39.9%)	2,406(60.2%)	4,000

(出典)消費者向けアンケート(※)

(※)12,450名を対象としてスクリーニング調査を行い、このうち、コード決済を利用している消費者4,000名に対しウェブアンケート調査を実施した(委託調査)。実施期間(令和元年12月20日～12月25日)

○ ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、約4割の利用者が、自身が利用するコード決済サービスのアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討すると回答しており、一定のニーズがあると考えられる。

## 資金移動業者アカウントへの賃金支払がコード決済における競争条件のイコールフットिंगに与える影響

- 資金移動業者の登録を行っているノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば、銀行口座に接続することなく、利用者に対してコード決済を提供することが可能になる。
- 競争政策上の観点からは、資金移動業者のアカウントへの賃金の支払の解禁が行われれば、コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者間の競争条件のイコールフットिंगの確保にも好ましい影響が生じると考えられる。

# 賃金の「通貨払の原則」について

## 労働基準法(昭和22年法律第49号)

### 第24条(賃金の支払い)

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

## 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

### 第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み
- 二 当該労働者が指定する金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)をいう。以下この号において同じ。)に対する当該労働者の預り金(次の要件を満たすものに限る。)への払込み

イ～ハ 略

2・3 略

# 資金移動業者が破綻した際の資金決済法上の資金保全のスキーム

- 資金移動業者は、各営業日ごとに、「要履行保証額(未達債務[利用者から受け入れた資金]+還付手続費用)」を把握し、基準期間(1週間)における最高額を、当該基準期間の末日から1週間以内に供託所に供託することにより、資金を保全する義務がある。
  - ※ 供託に代えて金融機関との保全契約を締結することも可能。
  - ※ 信託契約による保全も可能。その場合、基準期間を毎営業日とし、各営業日における要履行補償額を、翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出することとされている。
  
- 資金移動業者が破綻した場合、利用者は、財務局の還付手続により、供託等によって保全されている資産から弁済を受けることができるが、例えば資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合には、業者破綻時に供託額が必ずしも十分でなく、債権額に応じて按分した額しか受け取れない可能性がある。
  
- また、十分な額が供託されている場合であっても、債権申出のための公示や配当表の確定等の手続のため、供託金の還付に半年程度が必要。

# 資金移動業者の口座への賃金支払について

- 賃金の通貨払い原則や労働者保護の観点から、主に以下の点が課題と考えられる。

## 1. 資金保全について

- 資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームの構築

## 2. 換金性について

- 賃金の通貨払いの原則を踏まえた、資金移動業者の口座に労働者の賃金が支払われる場合の現金化（出金）の在り方

## 3. その他の課題について

- 賃金の通貨払い原則や労働者保護の観点から考慮すべきその他の課題

# 参考資料

# 資金移動業について①

- 資金移動業者とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、内閣総理大臣(財務局長に委任)の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。(2020年6月末時点:75事業者)
- 一回当たりの送金額上限は、100万円以下。(政令で規定。)
- ※ 本年6月に資金決済法が改正され、高額送金を取扱可能な類型を創設するなど3類型に分類(2021年6月までに施行予定)

## 登録の要件

- ①株式会社又外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)であること。
- ②外国資金移動業者にあつては、国内に代表者(国内に住所を有するものに限る。)がいること。
- ③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。  
※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
- ④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
- ⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
- ⑥他の資金移動業者と同一又は類似の商号でないこと。
- ⑦法令に規定する行政処分履歴がないこと。(資金決済法等に違反し、罰金刑を処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない、等。)
- ⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
- ⑨役員に不適格者がいないこと。

## 事業者への主な規制

- (1) 履行保証金の供託等
  - 資金移動業者は、各営業日ごとに、「要履行保証額」を把握し、当該額以上の資産保全を行う必要。  
※ 要履行保証額 = 「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」(1000万円以下の場合には1000万円)
  - 資産保全の方法は、供託、金融機関との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
  - 供託又は保全契約の場合は、基準期間を1週間とし、基準期間内の要履行保証額の最高額以上の額を、当該期間の末日から1週間以内に供託。保全契約の締結により、全部又は一部の代替可。
  - 信託契約の場合は、基準期間を毎営業日ごととし、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出。供託、保全契約との代替は不可。

## 事業者への主な規制

### (2)情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置を講じる必要。

### (3)委託先に対する指導

- 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講じる必要。

### (4)利用者の保護等に関する措置

- 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。
  - ①為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合  
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等
  - ②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合  
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

### (5)犯罪収益移転防止法における取引時確認

- 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定取引事業者」として、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の目的から、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結)を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

## 金融庁・財務局による監督等

- 帳簿書類の作成・保存。(資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等)
- 財務局への報告書の提出。 <資金移動業に関する報告書(年1回)、未達債務の額等に関する報告書(年2回)>
- 報告徴収、立入検査
- 業務改善命令
- 業務停止命令、登録の取消し

# 資金移動業の利用状況等

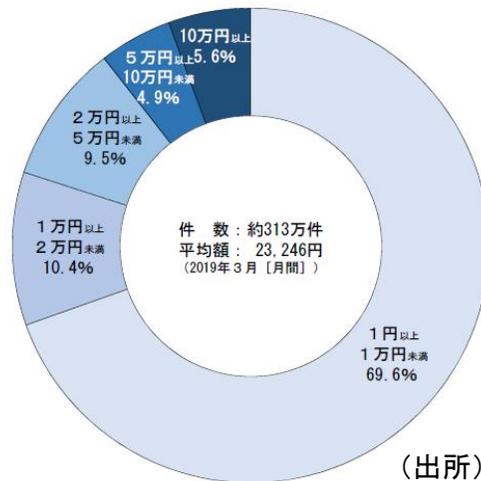
## 年間取扱額及び年間送金件数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
年間送金件数	26百万件	42百万件	84百万件	126百万件
年間取扱額	5,479億円	7,481億円	10,877億円	13,463億円

(出所)金融庁調べ

## 送金額及び利用者資金残高の分布

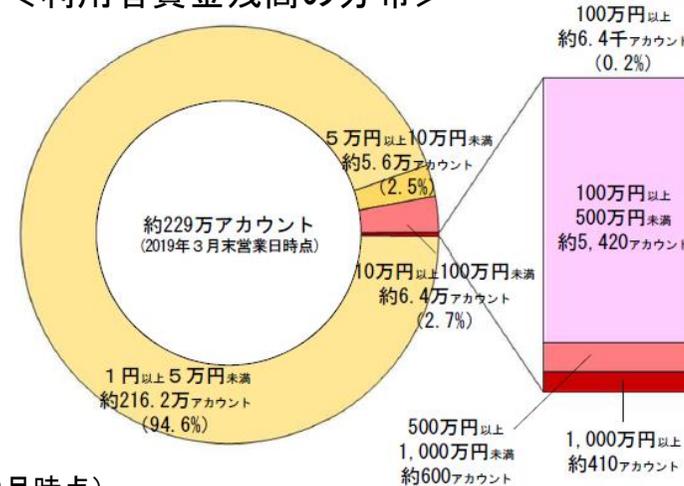
＜送金額の分布＞



(出所)金融庁調べ(2019年3月時点)

(注)金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

＜利用者資金残高の分布＞



## 金融庁・財務局によるモニタリングの状況

- 資金決済法に基づき、財務局が検査を実施。2018事務年度は、8事業者に実施。
- 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務停止命令が1件、業務改善命令が2件。これまで破たん事例なし。(2020年6月末時点)

(出所)「金融庁の1年(2018事務年度版)」、「行政処分事例集」

## 資金移動業：規制の柔構造化

- 資金移動業に類型を設け、送金額・リスクに応じた過不足のない規制を適用する。
- 具体的には、①高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設するとともに、②少額送金を取り扱う類型について利用者資金の保全に係る規制を合理化する。

